

第 28 回八戸市緑の審議会議事録

- 1 日 時 : 令和 3 年 2 月 18 日 (木) 午後 2 時
- 2 場 所 : 八戸市庁本館 3 階 議会第二委員会室
- 3 出席者 :
(委 員) 鮎川恵理会長、山下英夫委員、工藤義治委員、昆 賀子委員
(事務局) 大志民部長、豊川次長、三浦公園緑地課長、慶長管理緑化 G L、
山本主幹、立花主査
- 4 次 第 :
 - 1) 開 会
 - 2) 市長挨拶
 - 3) 組織会
 - (1) 委嘱状交付
 - (2) 会長選出
 - (3) 職務代理者の指名
 - 4) 緑の審議会について
 - 5) 報告案件
 - (1) ヤマフジ (根城城跡) について
 - (2) 保存樹木の助成制度に関する調査について
 - 6) その他
 - 7) 閉 会
- 5 配布資料 :

資料 1	八戸市みどりの環づくり基本条例、施行規則
資料 2	八戸市みどりの環づくり基本条例イメージ図
資料 3	緑化推進事業について
資料 4	保存樹木の指定について (概要)
資料 5	ヤマフジ概況調査票 (抜粋)
資料 6	保存樹木の助成制度に関する調査について (結果報告)

6 議 事 :

●事務局

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より「第28回八戸市緑の審議会」を開会いたします。

まず、本日お配りしております資料の御確認をお願いいたします。

皆様のお手元にお配りしております資料は、次第、席図、委員名簿、資料1から資料6まででございます。不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

はじめに、田名部副市長より、御挨拶を申し上げます。副市長、お願いいたします。

●田名部副市長

副市長の田名部でございます。今日は小林市長に代わりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

皆様には、本日お忙しい中をこうしてお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。しかも、委員就任に際しましては、皆さん快くお引き受けを頂いたところでございまして、改めて深く感謝を申し上げたいと思います。

この緑の審議会でございますが、委員5人の方で構成されております。今回はそのうちの4人の方、1人はまだお見えになってませんが、4人の方が引き続き再任ということで、そして、お一人が新任の方でございます。ただ、新任の方も、こと、緑に関しては、かねてより造詣の深い方でございます。

やはり、まちの魅力ですとか潤い、そういったものは単に産業活動、経済活動だけでは生まれてこないだろうと思っております。何と言いましても、その場には文化、芸術、あるいはスポーツ、更にはまちの緑、そういったものの果たす役割は極めて大きいと思っております。

それだけに、市といたしましても、緑豊かな潤いのあるまちづくり、これを市の重要施策と位置付けまして取り組んでいるところでございます。

このベースとなっておりますのが、八戸市みどりの環づくり基本条例でありますし、緑の基本計画でございます。緑の基本計画につきましては、新年度において一部見直しも考えているところでございますけれども、いずれにしても、それらを基にしながら、八戸の緑をそだて、まもり、そしてつないでいくということで、緑豊かなまちづくりに向けて邁進していきたい、そのように考えております。

委員の皆様方には、それぞれの立場でこれまで培ってこられた知識ですとか経験、そういったものを基にして、忌憚のない御意見をお寄せいただければと思っております。

何かとお忙しい中、誠に恐縮ではありますが、どうか八戸の緑のために、今後とも御協力をお願い申し上げまして、簡単ですが、私からの挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。

それでは、委嘱状交付を行います。

お名前をお呼びしますので、呼ばれましたらその場で御起立願います。

鮎川 恵理 (あゆかわ えり) 様

山下 英夫 (やました ひでお) 様

工藤 義治 (くどう よしはる) 様

昆 賀子 (こん よしこ) 様

委員の皆様、2年間どうぞよろしく願いいたします。

次に、本日出席しております、事務局職員を紹介させていただきます。

都市整備部長の大志民でございます。

都市整備部次長兼都市政策課長の豊川です。

公園緑地課長の三浦です。

管理緑化グループの山本です。

同じく、管理緑化グループの立花です。

最後に私、管理緑化グループリーダーの慶長です。どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議会は、お一人、山本光一様がまだお見えではないんですけれども、現時点で4名出席で、「八戸市みどりの環づくり基本条例施行規則」第9条第2項の規定により、会議が成立することを御報告申し上げます。

続きまして、審議会の会長選任を行います。

会長が決まるまで、議事の進行は、田名部副市長にお願いしたいと思います。

副市長、議長席へお願いいたします。

●田名部副市長

それでは、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきますので、よろしく御協力をお願いいたします。

早速でございますけれども、会長の選任を行いたいと思います。

会長は、「八戸市みどりの環づくり基本条例施行規則第8条」によりますと、委員の互選により選任するとなっております。

どなたか御意見ございませんでしょうか。

●工藤委員

はい。

●田名部副市長

工藤委員、どうぞ。

●工藤委員

鮎川委員を会長に推薦したいと思います。

●田名部副市長

ただいま、会長に鮎川委員という御意見がございましたが、皆さんいかがでございましょうか。

●各委員

異議なし。

●田名部副市長

御異議がないようですので、会長に鮎川委員を選任することに決定したいと思います。どうか、鮎川委員、よろしく願いいたします。

それでは、私はこの場から失礼させていただきます。

●事務局

ありがとうございました。

それでは、会長となられました鮎川様、どうぞ議長席の方へお移りいただき、一言御挨拶を頂戴したいと存じます。

よろしく願いいたします。

●鮎川会長

八戸工業大学の鮎川です。どうぞよろしく願いいたします。

一言御挨拶ということですが、二回目の会長となります。前任の八戸高専の河村先生から引き続いて、という形になります。

だんだん時間を経るにしたがって、保存樹木の方も傷んだり、ということもあるようです。現在の実状に合った形で保存樹木を適切に指定していたり、保存樹木の方策についてもだんだん必要な面が出てきていると感じておりますので、そちらの方にも協力していきたいと思っております。

また、専門的な立場でみなさんに委員を務めていただいておりますけども、一方では納税もしている側です。一般の市民のかたの方から見ても、違和感のない税金の使い方というのも視野に入れて議論していく場となればいいかなというふうに考えております。どうぞ、御協力をよろしく願いいたします。

●事務局

鮎川会長ありがとうございました。

ここで、田名部副市長は、公務のため退席とさせていただきます。

●田名部副市長

皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

●事務局

それでは、今後の議事の進行を鮎川会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

●鮎川会長

それでは、はじめに施行規則第8条第3項の規定に基づき、会長の職務代理者の選任を行いたいと思ひます。

会長の職務代理者は、会長が指名する規定となっております。

私としては山下委員にお願いしたいと思っておりますが、皆様よろしいでしょうか。

●各委員

異議なし。

●鮎川会長

それでは山下委員よろしくお願ひします。

●山下委員

はい。

●鮎川会長

引き続き、今回の議事録の署名者の選任を行いたいと思ひますが、私から署名者2名を指名させていただいてよろしいでしょうか。

●各委員

はい。

●鮎川会長

御異議がないようですので、工藤委員と昆委員にお願いしたいと思ひます。お二方、どうぞよろしくお願ひいたします。

●工藤委員・昆委員

はい。

●鮎川会長

ここで委員の皆様より一言ずつ簡単に御挨拶を頂戴したいと思います。
はじめに、山下委員お願いいたします。

●山下委員

今回、秋山委員から替わって委員になりました。私は40年間、造園業に携わってきてまいりまして、何かお役に立てることがあれば、この場を通じてできればと思います。よろしくどうぞお願いします。

●鮎川会長

続きまして、工藤委員お願いいたします。

●工藤委員

八戸市森林組合の工藤です。この委員の方は一番最初から携わっております。樹木の調査から治療とかやっていますが、弱っている木もたくさんあると思いますので、引き続き、やれる範囲でやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●鮎川会長

昆委員お願いいたします。

●昆委員

一般社団法人ガールスカウト青森県4団の団委員長をやっています、昆と申します。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

子どもたちの目線で、緑に対して、この基本条例を基に、八戸市に関して目が向くような形になるといいなと思っております。そしてそれを継続させる、何かしら研究する題材につながっていくように、私もこの場に参加して学ぶことを子どもたちにも伝えていきたいなと思っておりますので、ガールスカウトのみならず、学校関係でも積極的に緑に関しての協力をして頂けるような方向に進むことを願って、活動に協力していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●鮎川会長

皆様、ありがとうございました。

それでは、議事を進めたいと思います。

「緑の審議会」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

緑の審議会について、あらためて審議会の位置づけや役割について簡単に説明させていただきます。

お手元にお配りしております、資料1は、八戸市みどりの環づくり基本

条例と施行規則、資料2は、条例をイメージで表した図になります。

八戸市みどりの環づくり基本条例は、緑をそだて、まもり、つなぐことによる「みどりの環」づくりに向けて、市と市民、事業者それぞれが、責務を自覚して行動し、お互いが協力し合い、取り組むことを基本理念にかかげ、保存樹木の指定・保存や、緑の普及啓発及び活動など、緑の施策について必要な事項を定めており、平成20年4月1日から施行しております。

緑の審議会は、緑の保全及び創出に関する事項を調査審議するため設置すると規定されており、これまで27回開催し、保存樹木の指定や、緑化推進に関して御審議いただき、皆様から貴重な御意見をいただいております。

今後とも様々な御意見等をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、条例第8条に、緑の保全及び創出に関する基本計画の策定にあたっては、緑の審議会の意見を聴かなければならないと規定されております。平成16年3月に「八戸市緑の基本計画」を策定しましたが、来年度、計画の見直しを予定してございます。皆様に御意見をうかがうこととなりますので、その際には、あらためてご案内いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、緑化推進事業について概要を御説明いたします。

資料3をご覧ください。

「1 草花配布事業」、①緑化支援としまして、町内会に対し、花壇やフラワーポットに植える一年草を配布する緑化支援を行っておりますほか、②フラワーポットの再編としまして、景観の改善を目的に、フラワーポットを主要な交差点等に移動設置しております。

2 ページにうつりまして、「2 奥州菊づくり事業」としまして、小・中学生が、市の伝統的な花である「奥州菊」づくりを体験し、みどりを大切に育てる心を育むことを目的に実施しており、育てた菊を、はちのへ菊まつりに展示しております。今年度と昨年度は八戸小学校のみの実施となっております。

3 ページにうつりまして、「3 緑の出前講座」ですが、町内会や小・中学校に対し、草花や樹木などの情報や知識を習得してもらうことを目的に実施しており、今年度と昨年度の実施状況は資料のとおりとなっております。

「4 「緑と花」花壇・作文・図画コンクール」ですが、昭和47年度から市と八戸市を緑にする会が共催で実施しております。コロナ禍にありながらも、今年度も多くの御応募をいただきまして、応募実績は資料のとおりとなっております。入賞作品は菊まつり会場に展示するほか、作文と図画については文集「緑と花」として市内の小中学校に配布しております。

次に、保存樹木の指定について、概要を御説明いたします。

資料4を御覧ください。

保存樹木は、地域的美観風致を維持するため保存する必要がある樹木等について、幹周や高さなど規則に定める基準に該当するものを、審議会で御

審議いただき、保存樹木として指定しております。

2 ページにうつりまして、5. 指定されることのメリットとしまして、保存樹木に指定されますと、保存に関し必要な指導、助言を受けることができ、毎年、全ての指定樹木の樹勢診断を行っておりますほか、保存樹木を表示する名板を設置しております。

6 番には、平成 20 年度からのこれまでの指定状況について、また 5 ページには指定一覧を掲載しておりますが、平成 26 年度までで 40 本を指定し、そのうち 5 本が伐採等により指定解除となっております。

緑の審議会について、説明は以上でございます。

●鮎川会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、質問はございますでしょうか。

●各委員

(質問なし)

●鮎川会長

御質問等がないようですので、「4. 緑の審議会」についてはこれで終了いたします。

次に「5. 報告案件」に入ります。

(1) ヤマフジ(根城城跡)について、事務局から報告をお願いいたします。

●事務局

前回の審議会で、保存樹木の指定候補としてどうかと御意見がありました、根城城跡のヤマフジについて御報告いたします。

まず、ヤマフジの寸法について御説明いたします。資料 5-1 を御覧ください。

平成 19 年 6 月 10 日に調査されておりました、その概況調査票の抜粋となります。項目、中ほどの形状寸法に、樹高が 19.5 メートルとあり、また当該樹木は株立ちしており、幹周 15 センチメートル以上の幹が 2 本、幹周は 37 センチメートルと 144 センチメートルとなっております。

施行規則で定める保存樹木指定の基準では、第 2 条第 1 項第 1 号のウに、「株立ちした樹木で、高さが 3 メートル以上であること」とあり、13 年半前時点のデータですが、指定基準の数値は越えています。

次にヤマフジの現在の状態についてですが、所有者は八戸市博物館で、状態を伺いましたところ、ヤマフジのまわりに色々な木が生えて密集しており、フジの枝がその木の枝に絡まっている状態にあり、周りの木と間伐を予定しているとのことです。令和 3 年度に実施設計し、4 年度に施工の予定と

聞いております。フジ自体を元から切ることはないですが、周囲の木に絡まっている枝は切る事にもなるということでした。

樹形にも影響があると思われますので、ヤマフジの保存樹木の指定についての検討は、間伐を終えてから、あらためて御検討いただければと思います。

なお、樹木の指定につきましては、当初は、ヤマフジを含め樹木調査した217本のデータ等を基に、重要度の高い樹木を保存樹木の指定候補として事務局でリストアップし、審議会で御審議いただいておりますが、ヤマフジはこれまで指定の候補には上がっていなかったことを申し添えます。

また、前回、所有者の関係で指定が難しいと話が出ました、こどもの国の近くにあるアカマツについてですが、こちらは樹木調査のデータにはなく、以前、工藤委員のほうで、調査に当たったけれども断られたというお話を伺っておりますので、調査の対象外となったものと思われます。

ヤマフジについての報告は以上でございます。

●鮎川会長

ありがとうございました。

只今、事務局から根城城跡のヤマフジについて報告がありましたが、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

工藤委員、補足等ありますか。

●工藤委員

ヤマフジとただのフジの違いがよくわからないので調べておきます。

●鮎川会長

令和4年に間伐の作業を行って、その後の樹勢の状況や樹形の状況をみてから審議していくということで、ヤマフジについては、また後日ということにしたいと思います。

他に御意見、御質問等ありませんでしょうか。

●工藤委員

管理団体の方は、間伐するというのは、フジを生かしたいという方向なんですか。

●事務局

元から切るということはないとは言っていました。

●工藤委員

周りの木を切って明るくしたい、ということですか。

●事務局

絡まっている枝のところを、密集しているのを間伐するというふうに聞いていました。

●工藤委員

枝を透かすという感じですかね。

林業的にはフジがある山というのは駄目な山ということで、積極的に切るのが私らの仕事で。逆に生かすというのが少ないので。

●鮎川会長

場所も場所で公園的なところですので、お花がつく大きいフジがあるというのは、それはそれでいいと思います。

他にヤマフジに関して何かございませんでしょうか。

●山下委員

これは杉の木に巻き付いてるということなんでしょうか。将来的に杉の木の枯れる率とフジとを考えると、フジは絶対死なないと思う。寿命がすごく長いので。木としては、なかなかこれだけの木はない。

●鮎川会長

ではまた、間伐を終えてから、あらためて検討するというごことをお願いしたいと思います。

次に、「保存樹木の助成制度に関する調査」について、事務局から報告をお願いします。

●事務局

昨年12月に、県内9市と中核市58市を対象に、保存樹木の助成制度に関する調査を実施しましたので、その結果を報告いたします。

資料6を御覧ください。

県内と中核市あわせて67市のうち、63市から回答をいただいております。

調査内容は、1. 保存樹木の指定について、保存樹木を指定しているか、指定数や指定の開始時期について、2. 助成制度について、助成を行っているか、助成の開始時期はいつか、助成を行うこととなった、あるいは行わないこととなった経緯や理由、私有財産に対する考え方について、3. 助成方法について、助成の対象とする内容、金額、そのように設定した理由、他の助成制度との併用の可否、助成を行った近年の実績について、伺っております。

調査結果について、報告いたします。

1. 保存樹木の指定について、今回の調査では、天然記念物、文化財の指

定のみであれば、「②指定していない」に含めていますが、回答は、指定している市が 49 市と多く、指定していない市が 13 市となっており、県内では、弘前市、五所川原市、十和田市が「指定している」、その他は「指定していない」となっております。

(2) 指定本数について、「50 本まで」が最も多い 19 市、次いで「51 本から 100 本」が 12 市となっております。

(3) 指定の開始時期についてですが、昭和 40 年代から昭和 50 年までが最も多い 23 市となっております。昭和 43 年に、都市計画法の制定により、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律が改正された後、指定を始めた自治体が多いようです。

次に、2. 助成制度について、(1) 助成制度の有無についてですが、保存樹木を指定している 49 市のうち、41 市が「助成を行っている」との回答でした。県内で保存樹木指定している 3 市とも助成は行っていませんでした。

次に、(2) 助成を行わないこととした経緯、(3) 行わない理由についてですが、助成を行っていないと回答した市に、その経緯と理由を伺ったところ、保存樹木の維持管理・保存は所有者負担であるという考えに基づいて、もうひとつは、財政的理由、補助金に対する検討などの見直しにより、行っていた助成を廃止した市が 3 市ありました。

十和田市も助成廃止しており、平成 18 年度まで管理謝礼の名目で個人に年額 7,000 円を交付していましたが、平成 19 年度に財政ひっ迫を理由に支給を廃止したとのことです。

このあたりは、総務省が地方に対し行革大綱の見直しと集中改革プランの公表を求めて、当市も事務事業の見直しや補助金の見直しを行っており、この頃から、各自治体でこれまでの補助金のあり方について見直しが進められているのだと思います。

2 ページにうつりまして、(4) 助成を行っている市の、助成開始時期についてですが、開始年は昭和 50 年までに助成を開始した市が 15 市と最も多くなっています。樹木の指定開始と同時期に助成もはじめたところは 25 市あり、その内訳は、昭和 40 年代など早い時期に定額の助成を始めている市が比較的多い結果となりました。

一方、樹木指定の開始時期とは異なる時期に助成をはじめた市が 10 市あり、平成以降、経費の一部助成を始めた市が多い結果となっております。その一例として、秋田市は、保存樹木の指定は昭和 49 年から開始していますが、保存樹の予防的な修繕事業の助成を、平成 22 年度から始めています。その経緯につきましては、(5) 助成を始めた経緯の下から二つ目に記載しておりますが、秋田市は剪定費用が高い、所有者が変わった時に保存樹の意義が理解されない、といった課題が指摘され、制度を見直し、保存樹の形態を維持するための維持修繕支援策を拡充した、ということです。

また同じく、高知市は昭和 49 年度から樹木指定を開始していますが、経

費の一部助成を令和2年度から新たに始めています。その経緯は、指定から40年以上経過したことで、樹木の成長や枯損が進み、近隣住民からの剪定依頼や所有者からの維持管理に係る補助要望が増加していたことを受け、始まったということです。

その他、助成を始めた経緯について、最も多い回答は、「法律の規定を受けて、条例制定にあわせて」が9市、「自然破壊から緑を守るため」など、緑を保全し良好な環境を確保することを目的とするものがあげられますが、八王子市では「指定されると伐採等の行為を制限するなど個人の財産権を規制することへの損失補償のような形で始まった」、という回答もございました。

次に、(6) 私有財産に対する助成についての考え方ですが、「都市の美観風致、良好な自然環境確保のため、保存樹木を市民共通の財産として保全する」という内容の回答が最も多く、保存樹木を市民全体の財産ととらえ、公益性を認め助成を行っている、ということでした。

その他、川口市では「樹木の近隣トラブルが絶えず、伐採される事態が多く、助成して所有者に管理を徹底してもらうことが緑の喪失を防ぐことにつながるため助成は必要」という考えでした。

次に、3. 助成方法についてですが、「①全指定樹木を対象に定額を助成する」が19市、「②対象経費の一部を助成する」が8市、「定額助成と一部助成の併用」が11市、その他、要望に応じて、市が作業を行うというところもありました。

3-1. 定額助成について、(1) 助成額は、樹木1本につき助成する額は、年額2,000円が5市、3,000円が8市など、資料のとおりとなっています。

(2) そのように設定した理由については、「不明」というところが多かったのですが、4市は「他市の状況を参考に設定した」という回答でした。

3ページにうつりまして、3-2. 一部助成等について、定額助成と併用している市も含まれます。

(1) 助成内容を対象経費ごとにまとめております。

「樹木診断・調査費用」「樹木保全・枯損防止費用」「樹勢回復措置・治療費用」「防除費用」「土壌改良」「剪定」「緊急処置費用」などとなっております。

その中で、「樹木保全・枯損防止費用」については、9市が対象としており、助成額をみますと、例えば施肥の経費として、吹田市は1本1万円までとしています。高知市は合計で60万円を上限としており、市によって設定は異なっています。

次の、「樹勢回復措置・治療費用」については、7市が対象としており、外科的な施術や樹木の治療の費用として、主に50%から80%の助成で上限額は10万円から100万円の設定となっています。

4ページにうつりまして、「剪定費用」についてですが、12市が対象とし

ており、樹形維持の目的のほか、隣接家屋や電線など、周辺環境への配慮のための剪定という市もあり、上限額も1本8,000円から合計で60万円までとそれぞれで、幅広く設定されております。

その次の、「緊急処置費用」としましては、山形市などの倒木の恐れがある場合の伐倒や剪定、いわき市の台風等による枝の除去、宮崎市の樹木匠の診断を受けた、保全上措置を講ずべき剪定工事や治療などがあります。助成率は費用の50%から70%、全額助成とあり、上限のあるものは5万円までと50万円までになっています。

5ページにうつりまして、(2)助成の対象や金額をそのように設定した理由についてですが、定額助成の回答と同様、設定理由は「不明」と回答する市が多いですが、高知市は「経費内容を、維持管理に要する経費が概ね制度の対象となるよう設定し、上限額も補助要望のあった案件の見積額」を踏まえて設定するなど、実際の要望にほぼ対応できるよう設定されていました。

(3)他の助成制度と併用を認めているかという設問に対しては、「認めているが、他の助成額を除いて経費を算出する」という回答が3市、「併用を認めていない」が7市、「その他 規定がない・想定していない」が10市となっており、多くは他の助成金の併用を認めない、想定していないという回答となっております。

保存樹木の助成制度に関する調査についての報告は、以上でございます。

●鮎川会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から、報告がありました。この調査結果を参考に、審議会の意見として、八戸市の保存樹木の場合、どのような助成が必要か、今後、議論していく必要があります。助成方法や内容については、あまり時間がかかるとそれまでの間に倒れてしまいそうな木もあつたり、という問題もあるかと思っておりますので、できるだけ早めに議論を進めて参りたいと考えております。事務局の方にも御協力をお願いするかと思っておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

保存樹木の助成制度に関する調査、大変詳しいものを作ってくださいましてありがとうございました。こちらについてはこれで終了したいと思います。

以上で、案件はひととおり終了いたしました。

「その他」に移りますが、事務局から報告がありますので、お願ひいたします。

●事務局

前回の審議会で、階上町の樹木の看板やパンフレットの作成に国土交通省の助成金を使用したのではないか、というお話がありましたので、そのこ

とについて内容を確認いたしましたので、御報告いたします。

資料はございません。口頭で御報告させていただきます。

階上町に確認しましたところ、平成22年6月に、「階上売り込み隊」という町民有志によるボラティアガイドのグループが発足しまして、階上町内にある巨木や古木を紹介するパンフレットや看板を作成しており、現在も年2回、階上町巨木めぐりを開催しています。

「階上売り込み隊」が作成した看板やパンフレットは、売り込み隊発足時に、新幹線関係の補助金を使って作成した、ということで、国土交通省からの樹木に関連する助成金ということではございませんでした。

また、保存樹木に対する国の補助について、事務局でも再度調べてみましたが、今のところ、該当する制度はございませんでした。

以上でございます。

●鮎川会長

ありがとうございました。

ただいまの件について、御質問はございませんでしょうか。

●各委員

(質問なし)

●鮎川会長

皆様から、他に、ございませんでしょうか。

それでは、他になれば、進行を事務局へお返ししたいと思います。

●事務局

鮎川会長、ありがとうございました。

本日の案件は全て終了いたしました。皆さま、どうもありがとうございました。

保存樹木の助成制度に関する調査結果につきましては、駆け足での説明でございましたので、後ほど資料をゆっくり御覧いただきまして、何か確認したいこと等ありましたら、事務局の方へ、御連絡いただければと思います。

次回の審議会は来年度となります。

日程につきましては、皆様の御都合を調整したうえで、文書でお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第28回八戸市緑の審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。